

2019年10月17日

投資家の皆さまへ

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

グローバル・ハイールド債券ファンド（マネープールファンド） 繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社が委託会社として運用を行っております標記の投資信託につきまして、下記の通り繰上償還を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 繰上償還予定日

2020年1月24日

なお、繰上償還の可否は、2019年11月21日実施の書面決議にて決定されます。

2. 繰上償還理由

「グローバル・ハイールド債券ファンド（マネープールファンド）」は、2010年9月に設定され、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ってまいりましたが、信託約款の繰上償還規定の「通貨バスケット選択型グローバル・ハイールド債券ファンド」[※]の各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回る状態が継続しております。今後も受益権口数の増加が見込み難く、商品性の維持が懸念されることから、繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約（繰上償還）するものです。

※「グローバル・ハイールド債券ファンド（円コース）」、「グローバル・ハイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）」、「グローバル・ハイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）」、「グローバル・ハイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）」、「グローバル・ハイールド債券ファンド（マネープールファンド）」を指します。

3. 留意事項

2019年10月18日現在の受益者の方には、2019年10月21日より「議決権行使書面」等を販売会社よりお送りします。2019年10月18日現在の受益者の方で、本繰上償還にかかる議決権行使書面が郵送されてこない場合は、購入された販売会社の本支店等にご連絡ください。

なお、2019年10月17日以降、ファンドをお申し込みいただき、これに伴い取得された受益権につきましては、本件に関する書面決議の議決権はございません。

また、書面決議において繰上償還を行うことが可決された場合においても、組入有価証券等の相場変動等の影響を受け、基準価額は変動することがありますので、ご注意ください。

以上の点をご了解の上、ファンドをご購入いただきますようお願い申し上げます。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。